

## 【構造計算書偽造事件、および弊社住宅における耐震性能について】

平成 17 年 12 月 5 日  
八正建設株式会社  
八正住宅株式会社  
代表取締役 樋口佳史

問合せ先 品質管理部 岩田 哲  
電話番号 03-3557-5881

### 1. 構造計算書偽造事件について

昨今、新聞・テレビ等のメディアに連日報道されております、姉齒建築設計事務所による構造計算書偽造事件に関しまして、弊社がこれまでに販売致しました住宅について社内調査を行った結果、弊社と姉齒建築設計事務所、および公表された建築設計事務所 6 社とは取引関係がないことを確認致しました。

また、弊社施工物件における建築確認申請に関しましては、基本的に物件所在地を管轄する特定行政庁、および信頼出来る民間検査機関（弊社では日本 ERI とイーホームズへの申請実績はございません。）への申請を行っており、構造計算を伴う確認申請につきましても、弊社の管理建築士が適切なチェックを行っておりますので、併せてここにご報告申し上げます。

### 2. 弊社住宅における耐震性能について

建築基準法上、木造 2 階建の建築物は基本的に構造計算を必要としないので、実際の耐震性能を考察する場合、その論拠となるのは基準法の耐震基準を満たしているかどうかの基本となります。現行の基準法においてそのベースとなるのは、施行令第 46 条の「構造耐力上必要な軸組等」における規定です。

そして平成 7 年の「阪神淡路大震災」において倒壊した家々の調査結果により、平成 12 年には基礎の構造や配筋方法、あるいは耐力壁の配置、構造耐力上主要な部分である継手および仕口の接合方法が追加、明文化され、従前の構造規定と比較するとその耐震基準は飛躍的に向上したと言って過言ではないでしょう。

その耐震基準の内容をごく簡単に要約してみますと、震度 5 程度の中規模地震においては、建物の水平変位が仕上げ・設備等に損害を与えない程度の強度を持ち、更に震度 6 以上の大規模地震においては、建物の倒壊を防ぎ圧死者を出さないことを大前提としています。

実際、「阪神淡路大震災」において被害が最も甚大であった神戸市東灘区の木造 2 階建て 2000 戸の被害調査報告によれば、昭和 60 年代以降に建てられた建物の倒壊はおよそ 8% 程度に留まっており、さらに規定が厳格化された平成 12 年の基準法改正後の耐震性能の向上を鑑みれば、震度 7 クラスの大地震においても建物の倒壊は免れるであろうとの推察も的外れではないと思われま

す。(ただし、木造住宅の場合はその建物形状や耐力壁の配置、あるいは施工状況によって地震被害の結果が大きく異なる場合がありますので注意が必要です。)

また、木造 3 階建においては基準法第 20 条により、建物の自重、及び積載荷重、積雪、風圧力、地震力に対して安全な構造であることを、構造計算によって確かめることが義務付けられています。

その構造計算の手順は、まず前出の法 46 条における壁量を確保し、その後令 82 条に規定される水平力(地震力・風圧力)に対する剛性の算定を行います。この段階における地震力に対する所要壁量は木造 2 階建と比較して 1.5 倍から 2 倍程度の数値となりますので、一見脆弱そうに見える木造 3 階建が如何に高い剛性が求められているかがお判りいただけるのではないかと思います。

木造 3 階建の場合、この他にも更に転倒や層間変形角の検討、各部材検討等、すべて構造計算によって安全を確かめられておりますので、大地震に対する倒壊の危険は極めて軽微であり、安心してお住み頂けると言ってもよいでしょう。